

## 第2 公務災害の認定基準

公務災害は、負傷、疾病、障害及び死亡の4つに大別することができます。

具体的にどのような場合が公務上の災害と認められるかについて、その認定基準の概要を示すと、次のとおりです。

### 1 公務上の負傷の認定

公務遂行中の負傷については、通常、創傷などの外面的かつ可視的なものは、公務との間に直接的な因果関係の成立が認められるので、公務起因性を認めることができます。

したがって、その公務上外の認定は、原則として被災職員が職務遂行中、その他任命権者の支配管理の下にある状態で災害を受けたか否かを判断して行われ、次の(1)から(13)に掲げるような負傷の場合は、原則として公務上の災害とされます。

ただし、故意又は本人の素因によるもの、天災地変、すなわち暴風雨、水害、地震、土砂崩れ、雪害、落雷、噴火等によるもの(天災地変による事故発生の危険性が著しく高い職務に従事している場合及び天災地変による罹災地へ当該罹災地以外の地域から出張した場合におけるものを除く。)及び偶発的な事故によるもの(私的怨恨によるものを含む。)であると明らかに認められるものは、公務上の災害とは認められません。

#### (1) 自己の職務遂行中の負傷

通常又は臨時に割り当てられた自己の職務を遂行している場合に発生した負傷は、公務上の災害となります。

職務を遂行している場合とは、

ア 法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事している場合

イ 地公法第39条の規定による研修(一般地方独立行政法人にあっては、これに準じる研修)を受けている場合

ウ 地公法第42条の規定による職員の保健のための健康診断(一般地方独立行政法人にあっては、これに準ずる健康診断)を受けている場合

をいいます。

また、出張期間中の自己の職務遂行中に発生した負傷については、後述の(6)出張又は赴任の期間中の負傷の場合の認定基準により、その公務上外が判断されることとなります。

自己の職務の範ちゅうとしてとらえることが妥当であるかどうか困難なものとして、上司の私用を弁ずる行為があります。例えば、自動車運転手が上司を私的会合に送り届ける途中、事故を起こし負傷した場合には、運転手が自己の職務遂行中であつたかどうかは、一概にはいえません。結局は具体的事案に即して勤務時間と事故を起こした時間の関係やその他の諸条件を検討して判断することとなります。

特殊な場合としては宿直勤務があります。宿直勤務は通常の場合、時間的、場所的には職員を拘束していますが、職員の行為自体については相当広範な行為が許容されており、その間に私的行為が介在する余地があるので、宿直勤務時間内の災害であつたとしても、すべてを公務上の災害と解することはできません。例えば、庁舎内巡回とか宿直日誌の記入などは当然職務として扱われますが、テレビを見ている時や同僚と雑談している時に、それらの行為自体によって負傷し

たと認められる場合には、原則として、公務外の災害と判断されます(ただし、設備の瑕疵又は管理上の不注意による災害と認められる場合は別です。)

しかし、私的行為中であっても、その行為自体から起きた災害ではなく、宿直勤務による場所的な制約からもたらされた災害、例えば、宿直室で仮眠中に強盗に入られ負傷したような場合には、職務の性格、環境的要素等を検討して判断することになります。

職員が、その職務遂行の上で必要な研修又は訓練(例えば、警察官の柔剣道の練習)中に発生した事故による負傷は、公務上の災害となります。訓練(研修)施設において教科目としての体育の時間が設けられていて、その際に負傷したような場合もこれに含まれます。

ここにいう訓練とは、責任者の統制下でのいわば職務の一環として行われるものをいい、同じ内容であっても職員が自発的、個別的に行う練習中の負傷は、これに該当しません。

## (2) 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷

職務の遂行に通常伴うと認められる合理的行為中に発生した負傷は、公務上の災害となります。

職務遂行に通常伴う合理的行為とは、職務付随行為又は職務随伴行為と呼ばれるもので、職務待機中の行為、生理的 necessary 行為(用便、飲水等)、反射的行為、公務達成のための善意行為などがあります。

職務待機中の行為については、私的行為とみられるような場合が多いことから職務の中断とする考えもありえますが、その行為が職務待機中としては著しく社会通念を逸脱した行為でない限り、原則的には職務との関係は解消していないものとして取り扱います。この場合、職務待機中の行為として、どの程度まで通常許容されるものの範囲を示すことは困難であるため、結局は社会通念に従って具体的な事実即して個々に判断せざるを得ません。

生理的 necessary 行為については、用便や水を飲むための往復行為も含まれ、休憩時間中のこれらの行為についても、職務遂行に伴う合理的行為と認められます。

反射的行為とは、生命に危険が及ぶような突発的事故に遭遇し、時間的・場所的に極めて近接した状況下で、咄嗟に取った行為をいいます。

公務達成のための善意行為とは、自己の命じられた職務以外の公務を達成するために善意によって行う行為をいいます。その公務の緊急性又は必要性、その他客観的情勢からみて善良な職員であれば誰でもがそうするであろうと客観的に判断されるものであることを要し、一般的には、慣例的に同僚の職務を援助する行為あるいは本人の所属する組織体の業務の運営を阻害する状態を排除する行為等、組織体の業務能率により深い関係をもつ行為がこれに該当します。

なお、善意行為であっても、公務上の必要性のないいわゆる道義的立場からの善意行為にあたる場合は公務とみなされません。

上記以外に、次に掲げる行為は、職務遂行に伴う合理的行為とされます。

ア 勤務公署内に食事をする施設がない場合又は勤務公署内にある食事をする施設が不十分な場合において、勤務公署に近接する食堂を指定食堂としているとき及び勤務公署の近辺に数軒の食堂しかなく、職員がそれらの食堂を利用せざるを得ないような状況にあるときに、食事のため、当該勤務公署と食堂との間を合理的な経路及び方法により往復する行為(ただし、食事行為そのものは、公務ではなく私的行為です。)

イ 勤務公署内に医療機関がない場合又は勤務公署内にある医療機関が不十分な場合において、負傷又は疾病のため緊急の治療が必要であると認められる職員が所属部局の長の指示又は了解を受けて、当該治療のため、勤務時間を割いて当該勤務公署と最寄りの医療機関との間を合理

的な経路及び方法により往復する行為

### (3) 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

勤務時間の始め又は終わりにおいて職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為を行っている場合に発生した負傷は、公務上の災害となります。

準備行為には、更衣、機械器具の点検、作業環境の整備などの行為が含まれ、後始末行為には、機械器具の整備又は格納、作業環境の整備、更衣などの行為が含まれますが、必要以上に長時間にわたった場合や単なる私的行為は、準備行為又は後始末行為と評価できない場合があります。

### (4) 救助行為中の負傷

勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為を行っている場合に発生した負傷は、公務上の災害となります。

このような救助行為を行うことは、合理的な必要行為であると考えられることから、そのとき発生した負傷を公務上の災害としたものです。

### (5) 防護行為中の負傷

非常災害時において勤務場所又はその附属施設(公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎を含む。)を防護する行為を行っている場合に発生した負傷は、公務上の災害となります。

非常災害発生時には、勤務場所等を災害から防護する緊急の必要性があることが多く、このような緊急時の合理的な必要行為中に発生した負傷は、公務上の災害となります。

### (6) 出張又は赴任の期間中の負傷

出張又は赴任の期間中に発生した負傷は、次のア～ウに掲げる場合を除き、公務上の災害となります。

ア 合理的な経路又は方法によらない順路にある場合

イ アに該当する場合以外の場合において、恣意的行為を行っているとき

ウ 出張先の宿泊施設が地公災法第2条第2項に規定する住居としての性格を有するに至った場合において、当該宿泊施設内にあるとき又は当該宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき

なお、上記ウの往復の途上の場合、通勤災害の対象となります。

出張中の職員の行為を大別すると、

(ア) 出張用務そのものを遂行する行為

(イ) 旅行する行為

(ウ) 私用を弁ずる行為

の3つに分かれます。

(ア)の場合は、自己の職務遂行中に災害が発生した場合と同様に考えて差し支えありません。

(イ)の場合は、合理的経路上の災害であれば特に恣意的行為に起因したものでない限りは公務上の災害とされますが、車中で乗客と私的な理由で口論し殴られて負傷したような場合は、公務外の災害とされます。

合理的経路とは、旅費計算の基礎となった勤務場所 ⇔ 駅等 ⇔ 目的地間のことですが、勤務場所に寄らず自宅から直接目的地に赴き、目的地から直接自宅へ帰ることを任命権者に認められている場合には、自宅 ⇔ 駅等間も合理的経路として取り扱われます。

旅行命令によらない経路によった場合でも、①公務の必要又は天災等やむを得ない事情により変更された経路、②慣習的な経路、③その他その経路によったことが客観的に妥当と認められる

経路に当たる場合は、合理的経路として取り扱われます。

目的地においては、駅等、宿舎、用務先相互間が合理的経路となり、宿舎は出張の宿舎として社会通念上妥当な範囲内にあることが必要とされます。

(ウ)の場合は、①出張先で用務終了後に私的行為を行った後の帰路を出張の再開継続とみるか、私的行為により職務が終了したとみるかは判断が難しく、結局は、出張目的、私的行為の内容や時間的、場所的な要素を各事案ごとに検討して決定することになります。②宿泊施設内における通常の宿泊行為中の負傷は、宿泊行為を出張に伴う必然的行為と考え、特に恣意的行為によるものを除き、公務上の災害として取り扱われることになります。例えば、著しく酩酊<sup>めいてい</sup>して階段から転落したような場合、映画を見に行き映画館内で負傷したような場合、あるいは、街で飲み歩いていて交通事故に遭ったというような場合等がこれに当たります。

出張中の災害に関する公務上外の認定の判断基準は上記のとおりですが、認定請求の際の添付資料としては、出張命令簿の写し、災害が合理的経路上で発生したものかどうかを確認するに足りる資料、交通機関等に乗車中の災害なら当該交通機関の選択が妥当であったかどうか(例えば、出張に自家用車の使用が禁止されているにもかかわらず、自家用車を使用して交通事故を起こした場合等がある。)等を判断するための資料が必要です。

赴任期間中の負傷については、上記出張の場合の取扱いに準じた扱いとなります。

## (7) 出勤又は退勤途上の負傷

通勤は、勤務に伴うものであって、勤務との関連性は認められますが、任命権者の支配管理下にはないことから、通勤途上の災害は一般的には公務災害ではなく通勤災害として取り扱われます。

しかし、次に掲げる出勤又は退勤(住居(イの場合にあっては、職員の居場所を含む。))又は勤務場所を始点又は終点とする往復行為をいう。以下同じ。)の途上にある場合(合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合を除く。)に発生した負傷は、公務上の災害となります。

ア 公務運営上の必要により特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上

イ 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上

ウ 午後 10 時から翌日の午前 7 時 30 分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上

エ 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上

オ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上

カ 引き続いて 24 時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上

キ 地公法第 24 条第 5 項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日(地方独立行政法人(地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))にあっては、地方独立行政法人が定める勤務を要しない日及びこれに相当する日をいう。以下「勤務を要しない日」という。)に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上

ク 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられ

た場合(交替制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を除く。)の出勤又は退勤の途上

ケ 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合(交替制勤務者等にあつては、その日前1週間以内に変更された場合に限る。)の出勤又は退勤の途上

コ アからケまでに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上

アの場合は通勤自体に任命権者の強い拘束力が及んでおり、イの場合は通常の出勤とは異なる特命による出勤であるためであり、ウからケまでの場合は社会通念上特別な時間帯における通勤又は特別な勤務形態に伴う通勤途上であつて任命権者の支配拘束力の及ぶ状況下にあるものと解されることによります。

コの場合は、アからケまでの場合に準ずると認められる場合であり、例えば、特に命ぜられて1時間以上早く出勤する場合、通常勤務が終了した後に4時間以上時間外勤務に服した場合の退勤途上、通常と異なる時間帯を3時間以上含む勤務終了後の退勤途上等が、これに該当します。

#### (8) レクリエーション参加中の負傷

地公法第42条の規定に基づき、任命権者(地方独立行政法人にあつては、当該地方独立行政法人の理事長)が計画し、実施したレクリエーション又は任命権者が地共済法に基づく共済組合若しくは職員の福利厚生事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行ったレクリエーションに参加している場合(2以上の任命権者が共同して行った運動競技会に代表選手として当該任命権者から指名されて参加している場合を含む。)、その他任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加している場合に発生した負傷は、公務上の災害となります。

なお、任命権者が職員の福利厚生事業を行うことを主たる目的とする団体で、その設置が条例に基づかないものと共同して行った運動競技会、任命権者がその計画の立案のみを行い、その実施は共済組合等に委託して行った運動競技会等に参加中に発生した負傷については、任命権者の支配管理性の度合いが必ずしも明らかでないので個別事案に即して慎重に検討する必要があります。

#### (9) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

次に掲げる場合に発生した負傷で、勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められるもの(前記(1)から(6)までに該当する場合のものを除く。)は、公務上の災害となります。

ア 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき(前記(7)のアに該当する場合を除く。)

イ 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合

ウ 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合

これは、任命権者の施設管理責任に着目したものです。

例えば、貯水池勤務の職員が帰宅途中に、施設内の危険な場所にもかかわらず、柵を設けていなかったため、当該貯水池に転落し、溺死した場合、また、休憩時間に散歩中、構内のマンホールの蓋がこわれていたために当該マンホールに落ちて負傷した場合などは、当該災害が任命権者の管理下にある施設の不完全又は管理上の不注意という所属部局の責めに帰すべき事由によって

生じたものですから、これらの負傷は公務上の災害となります。

ただし、勤務を要しない日に私用で通常の勤務場所に出掛けて、同様の負傷をした場合には、公務との関連性はないので、公務上の災害とは認められません。

#### (10) 宿舎の不完全又は管理上の不注意による負傷

公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎において、当該宿舎の不完全又は管理上の不注意によって発生した負傷は、公務上の災害となります。この場合も、任命権者の施設管理責任に着目したものです。

公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎とは、看護師の寄宿舎、警察官の待機宿舎、その他特定の業務遂行のため職員に入居が義務付けられている宿舎がこれに該当します。

#### (11) 職務遂行に伴う<sup>えんこん</sup>怨恨による負傷

職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した負傷は、公務上の災害となります。

ア 職務遂行中であっても、私的怨恨によって第三者から加害を受けたような場合には、私的行為が直接の原因で災害が発生したものであるため、公務外とされますが、職務遂行に伴う怨恨の場合は、執務中であるか否かにかかわらず発生する可能性があることから、公務上の災害として検討されます。

しかし、加害行為が職務遂行に伴う怨恨によるのか、私的感情のもつれによるか不明確な場合が多いので、公務上の負傷と認定されるためには、加害と職務行為との間に相当因果関係が証明されなくてはなりません。例えば、警察官や税務職員のように通常の職務を遂行することにより怨恨を抱かせる可能性が一般的に高いと認められる職務に従事している者の場合に比較的多く発生しますが、その他の職員の場合でも、職務と負傷との間に因果関係が明らかに証明できれば、公務上の災害として取り扱われます。

イ 第三者との関係では、窓口職員の応接の態度が悪いとの理由などから口論になり、殴られて負傷したような場合には、原則として、この職務上の怨恨による負傷には該当せず、上記(1)の自己の職務遂行中の負傷に該当することになります。

なお、加害者も同時に負傷している場合には、被災職員自身も加害者となり、いわば「けんか」とみるべき場合があります。「けんか」の場合には、災害の原因がすでに私怨<sup>えん</sup>に発展していることが多いことから、発端は職務と関連があっても、職務との相当因果関係は既に失われているとみるのが通常です。

#### (12) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷は、公務上の災害となります。例えば、公務上の負傷又は疾病で療養中、機能回復訓練を行っているとき、当初の負傷又は疾病に基づき発生した負傷は、公務上の災害となります。

ただし、公務上の負傷をした職員が医者に行く途中、自動車事故でけがをした場合のように負傷そのものが当初の負傷に起因するとは認められないときは、公務外の災害として取り扱われません。

#### (13) その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷

上記の(1)から(12)までに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生した負傷は、公務上の災害となります。

公務員に課せられた職務とその内容は分類整理が困難なほど多岐にわたっており、また、公務

そのものも行政需要に応じて複雑に変化しています。したがって、個々の職員ごとの公務遂行性の範囲は拡大傾向にあり、発生する事故等及び負傷も多種多様です。

この規定は、このような事実を考慮し、どのような事案が発生しても認定実務上対処するために設けられた包括的な規定ですので、具体的事案に即し、諸条件を検討し、判断することになります。

## 2 公務上の疾病の認定

公務上の疾病とは、公務に起因して発症した疾病をいい、その発症形態から、「公務上の負傷に起因する疾病」、「規則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病」及び「その他公務に起因することが明らかな疾病」の三つに分けられます。

公務上の負傷に起因する疾病は、公務と負傷との間の相当因果関係が認められていることが前提となります。

規則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病は、有害作用を受ける公務と、これに起因して生ずる疾病との間に医学的な因果関係の存在が確立されています。

その他の疾病は、発病に関し公務以外の原因(素因、基礎疾患、既存疾病など)が関与することが多いため、公務が相対的に有力な原因として作用したことが認められる場合に限って、公務上の災害としての取扱いがなされることとなります。

### (1) 公務上の負傷に起因する疾病

公務上の負傷に起因する疾病は、次に掲げる場合、公務上の疾病となります。

ア 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合

イ 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度でなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合

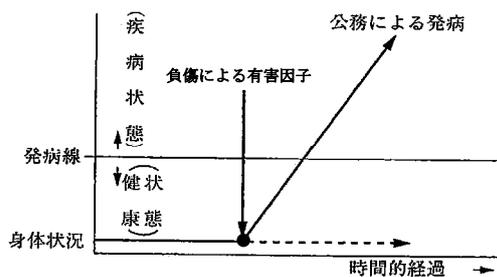
ウ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晩発病する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合

エ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合

なお、公務上の負傷に起因する疾病には、負傷によって直接発生する疾病(例えば、外傷性肋膜炎)だけでなく、その疾病が原因となって続発する疾病(例えば、外傷性敗血症からの脳膜炎)も含まれます。また、既往の私的疾病を負傷により著しく増悪した場合もこの基準によって取り扱われます。

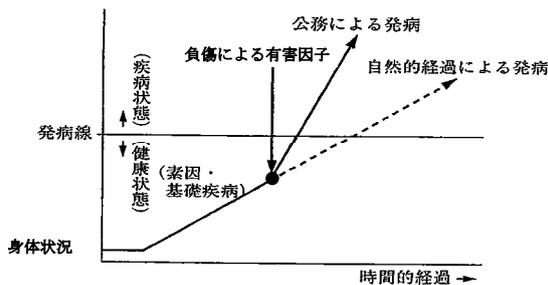
公務上の負傷に起因する疾病の取扱いについて、上記ア～エを図示すると、P.31の図1～3のようになります。

図1 健康な職員が公務の有害因子により発病した場合（アの場合）



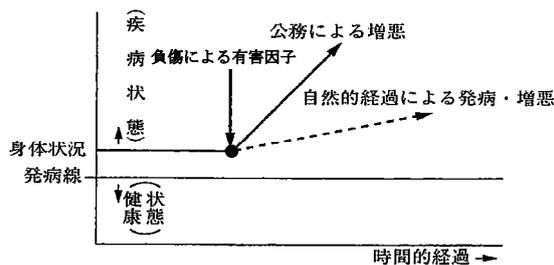
発病前には全く健康で、疾病の素因等がなかった場合は、通常その外的原因が明確にとらえられるので、公務と相当因果関係の判断は比較的容易にできます。

図2 素因、基礎疾病等のある職員が発病した場合（イ及びウの場合）



素因、基礎疾病等があるものの、発病していなかった職員が、公務上の負傷による有害因子が有力に作用したことにより発病した場合又は発病の時期を著しく早めた場合は、公務上の災害となります。逆に、自然経過的に発病した場合は公務外となります。

図3 既存疾病のある職員が増悪した場合（エの場合）



既に、潜在性又は顕在性の疾病(既存疾病)があつて、これが自然経過的に発病又は増悪した場合には、公務遂行中であっても公務外となります。しかし、医学的にみて、公務上の負傷による有害因子が作用して自然経過を超えて発病又は著しく増悪したと認められれば、公務上の災害となる場合があります。

## (2) 規則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病

次のアからクまでに掲げる疾病は、当該疾病に係るそれぞれの業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上、当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上のものとなります。反証とは、公務以外の事由によって発病したという証明のことです。

ア 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
- ② 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- ③ レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- ④ マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
- ⑤ 基金の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かきよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、

再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害

- ⑥ 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病
- ⑦ 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
- ⑧ 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
- ⑨ 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
- ⑩ 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
- ⑪ 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
- ⑫ 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死
- ⑬ ①から⑫までに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

イ 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- ② 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
- ③ チェーンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害
- ④ 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

ウ 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① 基金の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、基金が定めるもの
- ② ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- ③ すず、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
- ④ たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
- ⑤ 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
- ⑥ 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患
- ⑦ 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
- ⑧ 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症
- ⑨ ①から⑧までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

エ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は基金の定めるじん肺の合併症

オ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患
- ② 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患
- ③ 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症
- ④ 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

カ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- ② ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- ③ 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- ④ 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- ⑤ ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- ⑥ ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- ⑦ ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- ⑧ 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
- ⑨ ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
- ⑩ 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん
- ⑪ 1, 2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
- ⑫ ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
- ⑬ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ
- ⑭ すず、鉍物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
- ⑮ ①から⑭までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

キ 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

ク 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

上記の疾病について、

- ① アからウまで及びオからキまでの「これらに付随する疾病」並びにクの「これに付随する疾病」とは、それぞれ例示する疾病に引き続いて発生した続発性の疾病その他当該例示する疾病との間に相当因果関係が認められる疾病をいい、イの「これらに付随する疾病」には、

同イの③の手指、前腕等の運動器障害に付随して起こる粘液のうの疾患が含まれます。

② アの⑤の「基金の定める電離放射線」とは、次に掲げる粒子線又は電磁波をいいます。

- a アルファ線、重陽子線及び陽子線      b ベータ線及び電子線
- c 中性子線      d ガンマ線及びエックス線

③ アの⑧の「熱中症」には、日射病及び熱射病が含まれます。

④ エの「じん肺の合併症」とは、じん肺と合併した次に掲げる疾病をいいます。

- a 肺結核      b 結核性胸膜炎      c 続発性気管支炎
- d 続発性気管支拡張症      e 続発性気胸      f 原発性肺がん

### (3) 公務に起因することが明らかな疾病

(1)の公務上の負傷に起因する疾病及び(2)の規則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病のほか、公務に起因することが明らかな疾病は、公務上のものとされ、これに該当する疾病は次に掲げる疾病とされています。

ア 伝染病又は風土病に罹患する虞のある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病

イ 健康管理上の必要により任命権者が執った措置(予防注射及び予防接種を含む。)により発生した疾病

ウ 公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舍の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病

エ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの

- ① 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき
- ② 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合
- ③ 休息时间又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合

オ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病

カ 所属部局の提供する飲食物による食中毒

キ アからカまでに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病前記のうちア、イ、ウ、エ、オ又はカに該当する場合は、公務と相当因果関係をもって発生したものであることが明らかであるため、公務上の疾病とされます。

キに該当すると認められる疾病は、P. 31 の図の場合と同じですが、負傷を契機としない疾病は、負傷の場合よりさらに発症を誘発した有害因子の大きさがとらえにくいとともに、本来、本人の素因がなければ発症しないものも多く、本人の日常生活又は健康管理の如何によっても増悪するものです。したがって、発症前における心身に与えた有害因子の強さあるいは業務の過重性に特にきわ立った顕著さが認められなければ、公務上のものとはならないものです。

### 3 公務上の障害又は死亡の認定

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡は、公務上のものとされています。